

平成 13 年 8 月 28 日

## 応募者の構成等における 図書館運営業務を担う者に対する考え方

桑名市政策課

本事業の対象となる図書館運営業務を担う者は、応募者の構成員になることが可能である。

本事業の対象となる図書館運営業務を担う者は、応募者の協力企業として複数の応募者の委託先となることが可能である。

一 応募者の構成員は、他の応募者の構成員及び協力企業にはなれない。

本事業の対象となる図書館運営業務を担う者は、、、 のとおりとし、応募者の協力企業となる場合には、以下のとおりとする。

- ア かかる応募者の資格確認申請時に、協力企業の名称を付記することを妨げない。但し、名称の付記に関わらず、応募者による協力企業の追加・変更を認める。
- イ かかる応募者の提案書提出時に関心表明書を添えることを妨げない。但し、関心表明書の提出を行った場合には、以降、応募者による協力企業の追加・変更は認めない。